

平成25年11月定例会

議 案 説 明 資 料
予 算 に 関 す る 説 明 書
(平成25年11月補正予算等関係)

生 活 環 境 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成25年11月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

生活環境部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成25年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 環境立県推進課 住宅政策課	1 2 3
	2 歳入歳出事項別明細書		5
	3 節の明細		9
	4 繰越明許費に関する調書	環境立県推進課	10
5 債務負担行為に関する調書	環境立県推進課 衛生環境研究所 砂丘事務所	11	

(特別会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第3号	平成25年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算		
	1 繰越明許費に関する調書	水・大気環境課	13

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第11号	職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正について (鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例)	住宅政策課	14
議案第24号	公の施設の指定管理者の指定(天神川流域下水道)について	水・大気環境課	16
議案第25号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立布勢総合運動公園(コカ・コーラウエストスポーツパーク))について	緑豊かな自然課	19
議案第26号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区を除く。))について	緑豊かな自然課	25
議案第27号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区に限る。))について	緑豊かな自然課	30
議案第28号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館)について	緑豊かな自然課	35

議案説明資料総括表

生活環境部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
環境立県推進課	2,641,843	3,846	2,645,689	2,310			1,536	
住宅政策課	2,314,287	12,690	2,326,977				12,690	
合計	7,879,303	16,536	7,895,839	2,310	0	0	14,226	
(一般会計)								
環境立県推進課	次世代自動車普及促進モデル事業 他							
衛生環境研究所	[債務負担行為] 衛生環境研究所庁舎清掃業務委託							
砂丘事務所	[債務負担行為] 鳥取砂丘新発見伝事業							
住宅政策課	住宅・建築物耐震化総合支援事業 他							
(天神川流域下水道事業特別会計)								
水・大気環境課	[繰越明許費] 流域下水道事業費							

(注) 起債欄の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。
 県負担額は起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課(内線:7875)

4目 環境保全費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)次世代自動車普及促進モデル事業	0	債務負担行為 9,683 3,846	債務負担行為 9,683 3,846	債務負担行為 4,500 2,310			債務負担行為 5,183 1,536	
トータルコスト	0	5,435	5,435	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人					
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

EV(電気自動車)・PHV(プラグインハイブリッド車)の普及に向けて、観光客の受入体制の整備とe-モビリティ等の普及促進を図り、電欠の不安を感じないインフラ整備を目指すため、「鳥取県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」8月に策定。その実現化方策として、主要観光施設等への整備とEV・PHVレンタカー導入の促進を図る。

2 主な事業内容

(1) 充電インフラ整備事業

県管理の主要観光施設である「山陰海岸学習館」と「とっとり花回廊」、県の玄関口である「鳥取空港」の3箇所に充電ステーションを整備。(国庫補助事業)

【整備内容】1箇所あたり普通充電器1基、駐車場2区画

【工事内容】充電器設置、電気工事、路面舗装、案内看板設置など

【事業期間】平成25年度～平成26年度

【総事業費】(平成25年度)3,846千円 (平成26年度)7,183千円(債務負担行為)

<国庫補助について>

充電設備、付帯工事費について3分の2の補助。交付申請期限:平成26年2月末

(2) EV・PHVレンタカー導入促進モデル事業

鳥取空港の充電インフラ整備に併せて、モデル的に次世代自動車のレンタカー導入を補助し、県外観光客やビジネス客へ本県への取組をPRする。また、EV・PHVの利便性や快適性を体感していただき、レンタカー市場におけるEV・PHVの普及とビジネス化を促進する。

【補助事業】鳥取空港でのEV・PHV(PR車両導入)レンタルサービスの提供とPR活動

【事業主体】県内のレンタルサービス事業者 ※企画公募方式により選定

【事業期間】平成26年度導入実施(債務負担行為)※平成25年度中に公募し事業者を選定。

【補助額等】PR車両の導入及びPR活動経費に対する費用の一部を補助。(限度額2,500千円)

3 これまでの取組状況、改善点

県管理の充電ステーションは、平成22年度に本庁舎・中部総合事務所・西部総合事務所の3箇所に急速充電器を設置した。また、市町村及び民間事業者が充電ステーションを建設する費用の一部を補助する助成制度を平成22年度に創設し、急速充電27箇所、普通充電48箇所、計75箇所の整備を支援した。(H22～H24)

平成25年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

4目 建築指導費

住宅政策課（内線：7391）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅・建築物耐震化総合支援事業	57,909	10,000	67,909	0	0	0	10,000	
トータルコスト	65,853	10,000	75,853	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.0人	0.0人	1.0人	-				
工程表の政策目標(指標)	住宅、公共施設等建築物の耐震化率を向上させる							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

大規模地震の発生に備え、建築物の安全性の向上を一層促進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正（11月25日施行）され、平成27年末を期限として現行の耐震基準に満たない不特定多数の者が利用する大規模施設の耐震診断が義務化される。

この改正に伴い、本県においても義務化の対象となる大規模施設の耐震化の促進に向けて、対象施設の所有者が迅速に耐震診断に取り組む場合に補助するため必要額を増額補正する。

2 主な事業内容

○耐震対策緊急促進事業

項目	内容
対象事業	昭和56年5月31日以前に建築された民間の不特定多数の者が利用する建築物の所有者が行う耐震診断 ・用途：多数の者が利用する大規模建築物 ・規模：階数3以上（体育館は1階以上）及び延べ面積5,000㎡以上 ※小中学校等は階数2以上及び延べ面積3,000㎡以上 ※保育所・幼稚園は階数2以上及び延べ面積1,500㎡以上
事業主体	市町村（国、県、市町村の補助）
補助額	耐震診断費20,000千円を上限として助成（※床面積に応じた面積単価による限度額あり）
負担割合	県は市町村と同額を補助、国は地方公共団体（県+市町村）と同額を補助 ※最大 国1/2、県1/4、市町村1/4
予算額	30,000千円

○内訳

区分	6月補正	11月補正	計
耐震診断	棟数	4棟	6棟
	事業費(千円)	80,000	40,000
県助成額(千円)	20,000	10,000	30,000

※ 1棟あたりの補助額は、新たに国から限度額が示されことに伴い見直し。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課（内線：7411）

1目 住宅管理費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県営住宅維持管理費	411,701	2,690	414,391				2,690	
トータルコスト	495,907	2,690	498,597	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	10.6人	0.0人	10.6人	県住管理システムの改修				
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

Windows XP、Office 2003のメーカーサポートが平成26年4月8日に終了することを受け、これらを使用している県住管理システムの改修を行うものである。

2 主な事業内容

更新されたオペレーションシステム（OS）等に対応できるよう、現行のシステムの改修に係る開発を行うとともに、OS等の更新後の県住管理システムの端末へ導入する。

平成25年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	4款 衛生費								
				うち生活環境部					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	2項 環境衛生費		
							補正前	補正額	補正後
1 報酬	146,065		146,065	69,237		69,237	45,288		45,288
2 給料	1,439,271		1,439,271	736,200		736,200	327,609		327,609
3 職員手当等	787,376		787,376	377,195		377,195	169,712		169,712
4 共済費	548,294		548,294	280,320		280,320	126,708		126,708
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金	7,130		7,130						
8 報償費	64,576		64,576	13,495		13,495	12,801		12,801
9 旅費	74,092		74,092	29,205		29,205	23,951		23,951
費用弁償	3,299		3,299	1,236		1,236	1,041		1,041
普通旅費	37,302		37,302	17,087		17,087	12,733		12,733
特別旅費	33,491		33,491	10,882		10,882	10,177		10,177
10 交際費									
11 需用費	270,071		270,071	110,296		110,296	63,524		63,524
12 役務費	75,285		75,285	30,523		30,523	25,192		25,192
13 委託料	1,088,997	774	1,089,771	605,871	774	606,645	465,721	774	466,495
14 使用料及び賃借料	80,974		80,974	39,661		39,661	33,024		33,024
15 工事請負費	38,249	3,072	41,321	35,979	3,072	39,051	35,979	3,072	39,051
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	218,751	900	219,651	94,457		94,457	90,414		90,414
19 負担金、補助及び交付金	7,617,423	74,266	7,691,689	727,716		727,716	727,592		727,592
20 扶助費	1,242,781		1,242,781						
21 貸付金	1,000,352		1,000,352						
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料	116,274	45,729	162,003						
24 投資及び出資金									
25 積立金	914,562		914,562	6,106		6,106	6,106		6,106
26 寄附金	30,500		30,500						
27 公課費	50		50						
28 繰出金									
予備費									
計	15,761,073	124,741	15,885,814	3,156,261	3,846	3,160,107	2,153,621	3,846	2,157,467
財 国庫支出金	2,641,515	2,388	2,643,903	221,819	2,310	224,129	184,925	2,310	187,235
源 地方債	12,000		12,000						
内 そ の 他	4,303,852	120,781	4,424,633	194,443		194,443	192,827		192,827
訳 一般財源	8,803,706	1,572	8,805,278	2,739,999	1,536	2,741,535	1,775,869	1,536	1,777,405

平成25年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	4款 衛生費			8款 土木費					
		うち生活環境部						うち生活環境部		
		2項 環境衛生費								
		4目 環境保全費								
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	42,754		42,754	331,038		331,038	38,040		38,040
2	給料				2,020,869		2,020,869	265,032		265,032
3	職員手当等				1,022,599		1,022,599	133,565		133,565
4	共済費	6,219		6,219	790,440		790,440	100,883		100,883
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金				500		500			
8	報償費	11,373		11,373	13,837		13,837	3,339		3,339
9	旅費	20,656		20,656	44,763		44,763	6,128		6,128
	費用弁償	951		951	2,532		2,532	740		740
	普通旅費	10,192		10,192	38,090		38,090	4,530		4,530
	特別旅費	9,513		9,513	4,141		4,141	858		858
10	交際費									
11	需用費	40,031		40,031	722,461		722,461	63,769		63,769
12	役務費	19,690		19,690	167,293		167,293	16,954		16,954
13	委託料	449,401	774	450,175	6,354,205	39,390	6,393,595	833,121	2,690	835,811
14	使用料及び賃借料	28,307		28,307	286,599		286,599	27,653		27,653
15	工事請負費	35,979	3,072	39,051	25,746,025	90,320	25,836,345	1,151,594		1,151,594
16	原材料費				4,918		4,918			
17	公有財産購入費				1,604,410	12,000	1,616,410			
18	備品購入費	87,944		87,944	376,767		376,767	8,803		8,803
19	負担金、補助及び交付金	707,917		707,917	8,832,077	10,000	8,842,077	1,085,192	10,000	1,095,192
20	扶助費									
21	貸付金				17,711		17,711	17,711		17,711
22	補償、補填及び賠償金				2,356,137		2,356,137	15,205		15,205
23	償還金、利子及び割引料				3,000		3,000			
24	投資及び出資金									
25	積立金	6,106		6,106	30,826		30,826	30,826		30,826
26	寄附金									
27	公課費				6,173		6,173			
28	繰出金				4,019		4,019	4,019		4,019
	予備費									
	計	1,456,377	3,846	1,460,223	50,736,667	151,710	50,888,377	3,801,834	12,690	3,814,524
財	国庫支出金	165,655	2,310	167,965	16,202,787		16,202,787	634,520		634,520
源	地方債				15,236,000	39,000	15,275,000	187,000		187,000
内	その他	65,289		65,289	3,515,000	54,550	3,569,550	1,201,433		1,201,433
訳	一般財源	1,225,433	1,536	1,226,969	15,782,880	58,160	15,841,040	1,778,881	12,690	1,791,571

平成25年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8款 土木費									
	うち生活環境部									
	1項 土木管理費						6項 住宅費			
	補正前	補正額	補正後	4目 建築指導費			補正前	補正額	補正後	
補正前				補正額	補正後					
1 報酬	307		307	307		307	36,080		36,080	
2 給料	18,405		18,405				187,731		187,731	
3 職員手当等	9,275		9,275				94,610		94,610	
4 共済費	6,750		6,750				72,533		72,533	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 賃金										
8 報償費	437		437	437		437	90		90	
9 旅費	464		464	464		464	3,291		3,291	
費用弁償	171		171	171		171	150		150	
普通旅費	98		98	98		98	3,140		3,140	
特別旅費	195		195	195		195	1		1	
10 交際費										
11 需用費	1,347		1,347	1,347		1,347	57,943		57,943	
12 役務費	114		114	114		114	14,040		14,040	
13 委託料	8,015		8,015	8,015		8,015	326,722	2,690	329,412	
14 使用料及び賃借料	210		210	210		210	17,594		17,594	
15 工事請負費							1,141,364		1,141,364	
16 原材料費										
17 公有財産購入費										
18 備品購入費	32		32	32		32	100		100	
19 負担金、補助及び交付金	93,535	10,000	103,535	93,535	10,000	103,535	557,923		557,923	
20 扶助費										
21 貸付金							17,711		17,711	
22 補償、補填及び賠償金							9,202		9,202	
23 償還金、利子及び割引料										
24 投資及び出資金										
25 積立金							30,826		30,826	
26 寄附金										
27 公課費										
28 繰出金										
予備費										
計	138,891	10,000	148,891	104,461	10,000	114,461	2,567,760	2,690	2,570,450	
財源										
内	国庫支出金	3,393		3,393	3,393		3,393	627,990		627,990
	地方債							187,000		187,000
	その他	13,932		13,932	13,932		13,932	1,131,700		1,131,700
訳	一般財源	121,566	10,000	131,566	87,136	10,000	97,136	621,070	2,690	623,760

平成25年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	8款 土木費			生活環境部 合計		
		うち生活環境部			補正前	補正額	補正後
		6項 住宅費					
		1目 住宅管理費					
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬	27,598		27,598	132,525		132,525
2	給料	187,731		187,731	1,045,404		1,045,404
3	職員手当等	94,610		94,610	533,020		533,020
4	共済費	71,205		71,205	401,153		401,153
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	賃金				941		941
8	報償費				25,039		25,039
9	旅費	3,240		3,240	46,182		46,182
	費用弁償	150		150	2,922		2,922
	普通旅費	3,090		3,090	27,511		27,511
	特別旅費				15,749		15,749
10	交際費						
11	需用費	57,893		57,893	196,242		196,242
12	役務費	14,010		14,010	57,236		57,236
13	委託料	289,355	2,690	292,045	1,784,328	3,464	1,787,792
14	使用料及び賃借料	17,574		17,574	76,078		76,078
15	工事請負費	136,652		136,652	1,187,573	3,072	1,190,645
16	原材料費						
17	公有財産購入費						
18	備品購入費				256,625		256,625
19	負担金、補助及び交付金	91,685		91,685	2,062,730	10,000	2,072,730
20	扶助費						
21	貸付金				17,911		17,911
22	補償、補填及び賠償金				15,205		15,205
23	償還金、利子及び割引料						
24	投資及び出資金						
25	積立金				37,092		37,092
26	寄附金						
27	公課費						
28	繰出金				4,019		4,019
	予備費						
	計	991,553	2,690	994,243	7,879,303	16,536	7,895,839
財	国庫支出金	9,931		9,931	1,298,724	2,310	1,301,034
源	地方債				187,000		187,000
内	その他	672,646		672,646	1,508,209		1,508,209
訳	一般財源	308,976	2,690	311,666	4,885,370	14,226	4,899,596

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
8款 土木費	
1項 土木管理費	
4目 建築指導費	
負担金、補助 及び交付金	10,000
耐震対策緊急促進事業補助金	

線越明許費に関する調書

生活環境部
(単位：千円)

追加

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考
						国庫補助金	起債	その他	一般財源	
4	2	4	モーターサイクル推進事業費	14,986	10,545				10,545	電気自動車の充電器は需要拡大により品薄状態となっており、交付申請を予定している者による充電器の設置が年度内に完了することが困難であるため。
			計	14,986	10,545	0	0		10,545	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左の財源内訳 千円				
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源	
						国庫支出金	地方債	その他		
平成25年度 充電インフラ整備工事	7,183			平成26年度	7,183	4,500				2,683
平成25年度 EV・PHVレンタカー導入促進モデル補助	2,500			平成26年度	2,500					2,500
平成25年度 衛生環境研究所庁舎清掃業務委託	13,410			平成26年度から 平成28年度まで	13,410					13,410

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額 千円	期間	金額 千円	特定財源			一般財源	
						国庫支出金	地方債	その他		
平成25年度 鳥取砂丘新発見伝事業 業費負担金	補正前の額	8,000			8,000					8,000
	補正額				2,000					2,000
	補正後の額	10,000			10,000					10,000

緑越明許費に関する調査

生活環境部
(単位：千円)

追加

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳			備考
						国庫補助金	起債	その他	
1	1 流域下水道 建設事業費	1 建設事業費	流域下水道事業費	582,559	110,688	55,344	27,000	27,672	老朽化した下水道施設(管渠)の緊急点検の結果、早急に対策を講じる必要があり、人孔改築の一部をH26に予定していた管渠工事へ変更した。 変更した工事の施工に伴い、交差点の通行規制が必要となり、規制方法等について地元及び警察との調整に不測の日数を要したため年度内完成が困難となった。
		計		582,559	110,688	55,344	27,000	27,672	672

条 例 名 等	職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正について (鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について)
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV法」という。)の一部が改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者が同法の適用対象に加えられたことに伴い、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者を拡大する等の所要の改正を行う。 2 概要 (1) 県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者に、生活の本拠を共にする交際相手から暴力を受けた者を加える。 (2) DV法の題名を引用する規定について、所要の規定の整理を行う。 (3) 施行期日は、平成26年1月3日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力又は配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>ア 当該暴力の相手に対し配偶者暴力防止法第10条第1項から第4項まで（配偶者暴力防止法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による命令が発せられている者</u></p> <p><u>イ 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護を受け、又は受けていた者</u></p> <p><u>ウ 当該暴力を理由に婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設をいう。）又は母子生活支援施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設をいう。）に入所し、又は入所していた者</u></p> <p>(12)・(13) 略</p>	<p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第10条各項の規定による命令を受けている者から暴力を受けた被害者（配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者をいう。）、配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の規定による一時保護を受けている者（一時保護を受けた者を含む。）及び配偶者からの暴力を理由に婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設をいう。）又は母子生活支援施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設をいう。）に入所している者（当該施設に入所していた者を含む。）</u></p> <p>(12)・(13) 略</p>

附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

件名	公の施設の指定管理者の指定 (天神川流域下水道) について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称 天神川流域下水道</p> <p>(2) 指定管理者 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517番地 公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 理事長 長谷川 正敏</p> <p>(3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで (5年間)</p> <p>(4) 理由 天神川流域下水道の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選定方法: 指名</p>

天神川流域下水道の指定管理候補者の選定について

天神川流域下水道について、生活環境部指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえ、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者(指名)

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 理事長 長谷川 正敏
東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517番地

2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

2,821,962,000円・・・(1)（債務負担行為限度額 2,823,965,000円）
〔参考〕単年度委託料(平均値)の額（(1)÷5年） 564,392,400円

4 審査結果

天神川流域下水道の指定管理者の指定にあたっては、上記団体を指名して、審査委員会において、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査し、特に施設設備の長期安定使用のための日常的、定期的な点検整備の体制、電力使用量低減の工夫、火災等事故の予防・消防体制、緊急時の対応について評価できるとされ、指定管理候補者として適当であると認められるとの結果であった。

5 審査委員

氏 名	所 属 等
新井 直樹 (委員長)	鳥取環境大学経営学部経営学科准教授
林原 政幸	税理士
加藤 勝茂	元鳥取市環境下水道部長
青木 由紀子	湯梨浜町商工会女性部長
藪田 千登世 (副委員長)	鳥取県生活環境部くらしの安心局長

6 審査結果の内容

(1) 審査基準

	審 査 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (・指定管理者を希望する理由 ・管理運営の方針)	(必須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	①管理の基準 (・業務時間の設定 ・個人情報保護への対応、情報の公開への対応) ②施設設備の維持管理の基準 (・長期安定使用のための維持管理の考え方と対応 ・省エネルギー、省資源、資源の再利用、周辺環境への配慮の取組等) ③業務の外部委託 ・外部委託の考え方、委託先の選定方法等 ④事故事件の防止措置、緊急時の体制・対応	5.5
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	①管理経費の効率化の考え方 ②収支計画の見直し	2.0
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	①公社の財政基盤、経営基盤 ②組織及び職員の配置等 ③関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ④公社の社会的責任の遂行状況 (・障がい者の雇用、男女共同参画推進企業の認定、ISO・TEASの認証等) ⑤当該施設の管理運営状況の実績評価	2.5

(2) 審査結果 (面接審査及び書類審査)

区分	配点	(公財)鳥取県天神川流域下水道公社
審査基準1	適格/不適格	適格
審査基準2	55	42.0
審査基準3	20	12.4
審査基準4	25	15.5
合計	100	69.9

※点数は委員5名の平均

<審査項目に対する評価及び意見等について>

審査基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- 管理の基本的な考え方の適合性 . . . (適合する)

審査基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ①管理の基準 . . . (評価できる)
- ②施設設備の維持管理の基準 . . . (やや評価できる)
- ③業務の外部委託 . . . (やや評価できる)
- ④事故事件の防止措置、緊急時の体制・対応 . . . (評価できる)

<主な意見等>

- ・環境技術の進歩、発展は著しいため、先進施設等の動向を踏まえた運営管理を望む。

審査基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ①管理経費の効率化の考え方 . . . (やや評価できる)
- ②収支計画の見直し . . . (やや評価できる)

審査基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ①公社の財政基盤、経営基盤 . . . (やや評価できる)
- ②組織及び職員の配置等 . . . (やや評価できる)
- ③関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況
- ④公社の社会的責任の遂行状況
 - ・障がい者の雇用[常用労働者数が少なく雇用義務なし]
 - ・男女共同参画推進企業の認定 . . . (認定済)
 - ・ISO・TEASの認証等 . . . (TEASⅡ種認証済)
- ⑤当該施設の管理運営状況の実績評価

<主な意見等>

- ・職員の年齢構成上やがて若い職員が必要となるが、その際スムーズな移行を図る必要あり。
- ・施設の性格上、人事の硬直化が生じているのは仕方ない部分があるが、職員研修等資質面のスキルアップも一層図られたい。
- ・H25.7に倉吉労働基準監督署の査察による有機溶剤使用に伴う作業環境測定、健康診断に係る是正勧告については、是正報告書も監督署に受理され、改善されているとの評価。
- ・H24実施の県の包括外部監査において報告された事項(指摘事項3件、意見7件)については、改善策、外部有識者による調査が実施され、改善措置が講じられているとの評価。

総合評価 | 天神川流域下水道の指定管理候補者として適当と認められる。

※評価の目安 5:高く評価できる 4:評価できる 3:やや評価できる 2:普通 1:評価できない

7 指定管理候補者の事業計画の主な内容

(1) 施設の維持管理、運転管理

- 施設の運転管理は、通年終日稼働する。
- 長期安定使用のため、予め定めたマニュアルに基づき、日常的、定期的に点検、調整を行い、必要に応じて整備を行う。
- 省エネルギーについて、水処理における空気送風量の適正化、汚泥の濃縮化の工夫等により、電力量の低減を図るとともに、TEASⅡ種に沿ってそれらの低減目標を定め取組を進める。
- 火災等事故の予防・消防、緊急時の体制について、消防計画、緊急時の運転計画等を定め、的確に対応を行うとともに、緊急時には実施体制を編成する。

(2) 経費効率化のための取組

- 複数年契約を活用して電力、設備点検業務など各種経費の削減を図る。
- 委託等で類似性があるものは集約し、経費低減を図る。
- 設備機器の故障修理は、可能なものは公社直営で行うとともに、部品交換周期を随時見直して経費節減を図る。

件名	公の施設の指定管理者の指定 (鳥取県立布勢総合運動公園 (コカ・コーラウエストスポーツパーク)) について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立布勢総合運動公園 (コカ・コーラウエストスポーツパーク)</p> <p>(2) 指定管理者 鳥取市布勢146番地の1 公益財団法人鳥取県体育協会 会長 油野 利博</p> <p>(3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで (5年間)</p> <p>(4) 理由 布勢総合運動公園 (コカ・コーラウエストスポーツパーク) の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県体育協会を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選定方法: 指名</p>

鳥取県立布勢総合運動公園（コカ・コーラウエストスポーツパーク）の 指定管理候補者の選定について

鳥取県立布勢総合運動公園（コカ・コーラウエストスポーツパーク）について、生活環境部指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえ、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者（指名）

公益財団法人鳥取県体育協会 会長 油野 利博 鳥取市布勢146番地の1

2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

1,331,000,000円……（1）（債務負担行為限度額1,331,270,000円）
〔参考〕単年度委託料の額（（1）÷5年） 266,200,000円

4 審査結果

布勢総合運動公園の指定管理者の指定に当たっては、上記団体を指名して、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査し、HP等による情報発信の取組強化といった意見も出されたが、サービス向上、利用促進、施設管理など種々の点では努力、工夫が図られ、関係団体と連携した施設運営への積極的な意欲も感じられること、これまでの実績や公益法人として経営基盤の安定性も認められることから、指定管理候補者として適当であると認められるとの結果であった。

5 審査委員

氏 名	所 属 等
新井 直樹（委員長）	鳥取環境大学経営学部 准教授
林原 政幸	税理士
南 雅樹	国立米子工業高等専門学校 教授
鎌谷 眞里子	鳥取県レクリエーション協会 事務局長
藪田 千登世	鳥取県生活環境部くらしの安心局 局長

6 審査結果の内容

(1) 審査基準

選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 （指定手続条例第5条第1号）	○管理の基本的な考え方の適合性 〔 ・施設の設置目的の理解 ・指定管理者を希望する理由 ・管理運営の方針 〕	（必 須） ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 （指定手続条例第5条第2号）	①施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 〔 ・サービスの向上策と利用促進 ・競技スポーツ振興の取組 ・利用指導、スポーツ・レクリエーション活動の振興 ・体験学習プログラムの方針 〕 ②施設管理 〔 ・施設別の管理運営の方針 ・施設設備の維持管理・衛生管理 〕	60

		<ul style="list-style-type: none"> ・外部委託の考え方 ・管理運営業務の内容 ・省エネルギー、資源の再利用等への取組み <p>③利用時間、料金設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有料公園施設、利用時間、休園日の設定 ・利用料金及び利用料金の減免 <p>④事故・事件の防止措置と緊急時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災・盗難・災害などの事故・事件の防止 ・緊急時の体制及び対応 ・利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法 <p>⑤個人情報保護等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護への対応 ・情報公開への対応 <p>⑥利用者等の要望の把握と対応方針</p>	
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<p>① 収入の見積もり、考え方</p> <p>② 収支計画の見通し</p>	10
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<p>① 法人等の財政基盤・経営基盤の安定</p> <p>② 組織及び職員の配置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営の組織・職員の職種等 ・日常の職員配置 ・人材育成 <p>③ 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</p> <p>④ 法人等の社会的責任の遂行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用 ・男女共同参画推進企業の認定 ・ISO14001、TEAS I種又はII種の認証登録 <p>⑤ 管理運営実績評価</p>	30

(2) 審査結果 (面接審査及び書類審査)

	配点	(公財) 鳥取県体育協会
審査基準1	適/不適	適
審査基準2	60	44.4
審査基準3	10	8.0
審査基準4	30	21.7
合計	100	74.1
※点数は5名の委員の平均点		

＜審査項目に対する評価及び意見について＞

審査基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- 管理運営の基本的な考え方 … (適合する)

審査基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ①施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 … (やや評価できる)
- ②施設管理 … (やや評価できる)
- ③利用時間、料金設定 … (やや評価できる)
- ④事故・事件の防止措置と緊急時の対応 … (やや評価できる)
- ⑤個人情報保護等への対応 … (やや評価できる)
- ⑥利用者等の要望の把握方法と対応方針 … (やや評価できる)

＜主な意見＞

- 市民利用者の利便性、サービス向上に向け、利用者の声を反映すること。
- 2020年に東京オリンピック、パラリンピックの開催を踏まえ、日本選手の育成強化及び開催時の各国選手キャンプ等の誘致に力を入れていってほしい。
- 全てにおいて努力しているが、更なる前進を期待したい。
- たくさんの企画の運営に、ファミリーの皆さんも参加しておられ、努力を感じた。

審査基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ①収入の見積もり、考え方 … (評価できる)
- ②収支計画の見通し … (評価できる)

＜主な意見＞

- 照明器具のLEDへの交換率もきちんと把握して、省エネルギー効果や経費節減の指標として検証されたい。

審査基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ①法人等の財政基盤、経営基盤の安定 … (評価できる)
- ②組織及び職員の配置等 … (やや評価できる)
- ③関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 … (該当なし)
- ④法人等の社会的責任の遂行状況
 - ・障がい者雇用 … (適合)
 - ・男女共同参画推進企業 … (認定済)
 - ・ISO、TEAS I種又はII種認証登録 … (TEAS II種認証済)

＜主な意見＞

- トレーニングルームの指導員について、器具・機器の利用方法も含め、利用者への指導を十分に行って欲しい。

総合評価	布勢総合運動公園の指定管理候補者として適当と認められる。
------	------------------------------

※評価の目安 5：高く評価できる 4：評価できる 3：やや評価できる 2：普通 1：評価できない

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 利用時間・休園日

- 現行どおり

【利用時間】

有料公園施設	4月～9月	10月～3月
県民体育館	午前9時から午後10時まで	同左
陸上競技場、球技場、野球場、テニス場	午前9時から午後9時まで	同左
多目的広場、補助競技場、テニス場(照明なし)	午前9時から午後7時まで	午前9時から午後5時まで

※有料公園施設以外は、原則として常時開放

【休園日】

有料公園施設	休園日	休館日
陸上競技場、補助競技場、球技場、多目的広場、野球場、テニス場	12月29日から1月3日まで	なし
県民体育館	12月29日から1月3日まで	毎月第3火曜日

(2) 利用料金

テニス場、メインアリーナ、サブアリーナの照明の利用形態を見直し、よりフレキシブルな設備の利用に対応して、利用者の利便性向上を図る。

①テニス場の照明

1時間単位利用から30分単位での利用区分に設定変更し、利便性を高める。

	現 行	改 訂 後
全 点 灯 (公式競技)	1面1時間につき：2,000円	1面30分につき：1,000円
1/2点灯 (一般競技)	1面1時間につき：1,000円	1面30分につき：500円
1/4点灯 (一般利用)	1面1時間につき：500円	1面30分につき：250円

②メインアリーナの照明

これまでの全点灯、1/2点灯に加えて、3/4点灯の設定を追加し、利用者の利便性と安全性向上に資する。

	現 行	改 訂 後
全 点 灯	全面1時間につき：7,000円	全面1時間につき：7,000円
	1/2面1時間につき：3,500円	1/2面1時間につき：3,500円
3/4点灯	※設定なし	全面1時間につき：5,250円
		1/2面1時間につき：2,630円
1/2点灯	全面1時間につき：3,500円	全面1時間につき：3,500円
	1/2面1時間につき：1,750円	1/2面1時間につき：1,750円

③サブアリーナの照明

これまでアリーナ全面と1/2面の区分を行っていたが、利用実態から1/2面の使用形態がないため、料金体系の簡素化を図る。

	現 行	改 訂 後
全 点 灯	全面1時間につき：1,500円	全面1時間につき：1,500円
	1/2面1時間につき：750円	
1/2点灯	全面1時間につき：750円	全面1時間につき：750円
	1/2面1時間につき：350円	

(3) サービスの向上策

- ①トレーニングルームに専門資格を持った指導員を常駐させ、トレーニング方法の指導、機器の点検を充実する。
- ②障がい者のスポーツ指導に向けて、指導員やスタッフが積極的に障害者スポーツ指導員の資格を取得し、障がい者にも利用しやすい環境を整備する。
- ③各種イベント（緑の感謝祭、グラウンドゴルフ大会他）の開催やその他各種サービスも引き続き行う。

(4) スポーツ・レクリエーション振興、利用促進のための取組み

- ①各種体験学習会、スポーツ教室の実施
 - ・環境教育プログラム他、計4プログラム
 - ・スポーツ教室31教室、スポーツイベント6イベント
- ②全国大会級の大型スポーツイベントの誘致
- ③県民体育館トレーニングルームに常時トレーニング指導できる職員の配置
- ④芝生緑化支援、出張指導等によるスポーツ・レクリエーション振興の推進 他

(5) 地域や関係機関との連携

- ① ボランティア団体と連携し、公園の花壇や緑地の修景管理、スポーツイベントなどを行い、参加者と地域に密着する公園づくりを推進
- ② ガイナーレ鳥取への協力とイベントや教室等の連携した取組み
- ③ 鳥取県障がい者スポーツ協会と連携した車いすマラソン大会運営支援や教室等の実施
- ④ ネーミングライツによる愛称の周知、普及及びネーミングライツ企業との連携を強化するため自動販売機の統一を実施

(6) 省エネルギー、省資源、資源の再利用及び経費削減の取組み他

- ① 外部委託の原則競争入札、複数年契約による経費削減
- ② 鳥取県版環境管理システム（TEAS）Ⅱ種の徹底による経費の節減
- ③ 雨水や堆肥化肥料など園内から発生する資源の有効利用
堆肥については、園芸教室などの開催に合わせて無料配布を実施

件名	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区を除く。))について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区を除く。)</p> <p>(2) 指定管理者 一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体</p> <p>代表者 鳥取市栄町606番地 一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 衣笠 克則</p> <p>東伯郡琴浦町逢東1061番地6 株式会社チュウブ 代表取締役社長 大田 英二</p> <p>*現在の指定管理者</p> <p>(3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)</p> <p>(4) 理由 東郷湖羽合臨海公園(引地地区を除く。)の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選定方法: 公募</p>

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区を除く。)の指定管理候補者の選定について

東郷湖羽合臨海公園(引地地区を除く。)について、生活環境部指定管理候補者審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査結果を踏まえ、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者(公募:2社によるグループ管理)

一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体

(代表) 一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 衣笠 克則 鳥取市栄町606番地

株式会社チュウブ 代表取締役社長 大田英二 東伯郡琴浦町逢東1061-6

2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)

3 委託料の額

582,000,000円……(1) (債務負担行為限度額 588,825,000円)

[参考] 単年度委託料の額((1)÷5年) 116,400,000円

4 審査結果

東郷湖羽合臨海公園(引地地区を除く。)の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「指定手続条例」という。)第5条の基準に基づき総合的に審査し、財団法人と民間企業の共同企業体が両者の特徴を活かし公園の管理運営を行うことが期待され、経費節減を考慮しながら植栽管理の意欲的な提案など、施設サービス向上の取組姿勢が評価できるとされ、指定管理候補者として適当であると認められるとの結果であった。

5 審査委員

氏 名	所 属 等
新井 直樹(委員長)	鳥取環境大学経営学部 准教授
林原 政幸	税理士
青木 由紀子	湯梨浜町商工会 女性部長
日置 佳之	鳥取大学農学部 教授
藪田 千登世	鳥取県生活環境部 暮らしの安心局 局長

6 審査結果の内容

(1) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的の理解 ・指定管理者を希望する理由 ・管理運営の方針 	(必 須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	①施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの向上策、利用促進 ・レクリエーション活動の振興 ・体験教室等の実施内容 ②施設管理 <ul style="list-style-type: none"> ・地区別の管理運営の方針 ・施設設備の維持管理・衛生管理 ・管理運営業務の内容 ・外部委託の考え方 	40

		<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー、資源の再利用等への取組み 	
		③料金設定	
		<ul style="list-style-type: none"> ・有料公園施設、利用時間、休園日 ・利用料金及び利用料金の減免 	
		④事故・事件の防止措置と緊急時の対応	
		<ul style="list-style-type: none"> ・火災・盗難・災害などの事件・事故の防止 ・緊急時の体制及び対応 ・利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法 	
		⑤個人情報保護等への対応	
		<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護への対応 ・情報公開への対応 	
		⑥利用者等の要望の把握と対応方針	
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ① 収入の見積もり、考え方 ② 支出計画の見通し ③ 県の委託料額の多寡 	30
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ① 法人等の財政基盤・経営基盤の安定 ② 組織及び職員の配置等 <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営の組織・職員の職種等 ・日常の職員配置 ・人材育成 ③ 現在の施設従事者の継続雇用の配慮 ④ 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ⑤ 法人等の社会的責任の遂行状況 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用 ・男女共同参画推進企業等の認定 ・ISO又はTEAS認証登録 	30

(2) 審査結果 (面接審査及び書類審査)

	配点	(一財) 鳥取県観光事業団・ (株) チュウブ共同企業体
選定基準1	適/不適	適
選定基準2	40	34.0
選定基準3	30	16.9
選定基準4	30	22.0
合計	100	72.9 ※点数は委員4名の平均

<審査項目に対する評価及び意見について>

選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- 管理運営の基本的な考え方 . . . (適合する)

選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ① 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 . . . (評価できる)
- ② 施設管理 . . . (評価できる)
- ③ 料金設定 . . . (評価できる)
- ④ 事故・事件の防止措置と緊急時の対応 . . . (評価できる)
- ⑤ 個人情報保護等への対応 . . . (評価できる)
- ⑥ 利用者等の要望の把握と対応方針 . . . (評価できる)

<主な意見>

- ・ 燕趙園を含めた臨海公園全体の集客利用者の拡大も検討して欲しい。
- ・ 事業の計画、運営等に関しては概ねよく考えられている。
- ・ 体験教室などの取組は高く評価できる。引き続きの充実を期待したい。
- ・ 花、植物の管理が充実しつつあり、引き続きJ Vの特色を活かして取り組んで欲しい。

選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ① 収入の見積もり、考え方 . . . (やや評価できる)
- ② 支出計画の見通し . . . (やや評価できる)
- ③ 県の委託料額の多寡 . . . (普通)

<主な意見>

- ・ 経費を考慮しての利用料見直しはやむを得ない、併せてサービス充実もお願いしたい。

選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ① 法人等の財政基盤・経営基盤の安定 . . . (やや評価できる)
- ② 組織及び職員の配置等 . . . (評価できる)
- ③ 現在の施設従事者の継続雇用の配慮 . . . (評価できる)
- ④ 関係法令にかかる監督行政機関からの指導等 . . . (該当なし)
- ⑤ 法人等の社会的責任の遂行状況
 - ・ 障害者雇用 . . . (適合)
 - ・ 男女共同参画推進企業 . . . (認定済)
 - ・ ISO又はTEAS I種又はII種認証登録 . . . (II種認証済)

総合評価	東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の指定管理候補者として適当と認められる。
------	---

※評価の目安 5：高く評価できる 4：評価できる 3：やや評価できる 2：普通 1：評価できない

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休園日

○開園時間

午前9時から午後10時

○休園日

毎月第3火曜日及び12月29日から1月3日（7、8月は休園日なし）

(2) 利用料金

○前回指定管理受託時に利用料金の一部（テニスコート）を減額しており、基本的には現行維持

ただし、利用者ニーズが高いトレーニングルームについては、機器の更新・充実と県立体育類似施設とのかい離を縮小するために、料金を改定する。

・トレーニングルーム料金の見直し

1回券 100円 → 150円

回数券 1,000円 → 1,500円

1ヶ月券 700円 → 1,050円

・シャワー設備の有料化

1回につき 50円

・机・椅子の有料化（会議室利用を除く）

机：20円/脚・回

椅子：10円/脚・回

○減免事項

現行の減免事項は継続（身体障害者手帳の交付を受けた者等の全額減免など）

(3) サービスの向上策

○体験教室等の実施

- ・花ショウブの育成管理講習会
- ・健康スポーツ教室、レディーススポーツ教室
- ・ノルディック・ウォーク教室
- ・ピラティス・ヨガ教室
- ・夏休み親子おもしろ講座・東郷湖に棲むおさかな教室 等

(4) 利用促進のための取組み

○賑わいのあるイベントの実施（11事業）

- ・花と緑のフェア
- ・スケートボード、BMX、インラインスケート交流イベント 等

○地域のグループ等の発表の場の提供（2事業）

- ・花ショウブ展示会等

○スポーツ体カづくり、東郷湖活性化の取組との協働事業

- ・東郷池健康散策ウォーキング大会の開催
- ・スケートボード初心者スクールの開催 等

○公園の美化及び魅力ある公園づくり

- ・和風庭園の改修 滝口周辺に水車を設置するなどして涼を楽しむ景観をつくる
- ・藤棚の増設 藤の香りに包まれた空間を造る
- ・散策道の整備 看板の設置や水没箇所の嵩上げをおこなう
- ・植栽の整理 植物の少ない場所に新たに植栽したり、大きくなった植物の間伐をおこなう
- ・あやめ池の新たな魅力づくりに噴水の設置やイルミネーションの増設
- ・新たな日陰の増設 既存の施設を利用し植物等により新たな日陰をつくる
- ・多目的広場の芝生化

(5) 地域や関係機関との連携

○公園の美化や環境保全のため、東郷湖メダカの会、鳥取県衛生環境研究所等との連携を強化する。

○イベント等の集客事業を実施する際には、文化団体、宿泊施設等と意見交換し地域全体に効果が波及するよう努める。

(6) 経費削減、省エネルギー、省資源、資源の再利用への取組み

○節電、節水を中心に経費の節減に努める。

○委託で行っていた建物内の日常清掃は職員で実施する。

○園路の人力除草は、シルバー人材センターを活用し経費節減に努める。

件名	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区に限る。))について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同上第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要 (1) 公の施設の名称 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区に限る。)</p> <p>(2) 指定管理者 鳥取市栄町606番地 一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 衣笠 克則</p> <p>*現在の指定管理者</p> <p>(3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)</p> <p>(4) 理由 東郷湖羽合臨海公園(引地地区に限る。)の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般財団法人鳥取県観光事業団を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選定方法：公募</p>

東郷湖羽合臨海公園(引地地区に限る。)の指定管理候補者の選定について

東郷湖羽合臨海公園(引地地区に限る。)(以下「燕趙園」という。))について、生活環境部指定管理候補者審査委員会(以下「審査委員会」という。))の審査結果を踏まえ、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者(公募)

一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 衣笠 克則 鳥取市栄町606番地

2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)

3 委託料の額

387,750,000円……(1) (債務負担行為限度額 392,065,000円)

[参考]単年度委託料の額((1)÷5年) 77,550,000円

4 審査結果

燕趙園の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「指定手続条例」という。))第5条の基準に基づき総合的に審査し、集客促進のための中国文化等が体験できる各種イベントを実施しつつ、道の駅に隣接する施設として地域との連携を強め、経費を抑えた公園施設管理を志向する点が評価できるとされ、指定管理候補者として適当であると認められるとの結果であった。

5 審査委員

氏名	所属等
新井 直樹(委員長)	鳥取環境大学経営学部 准教授
林原 政幸	税理士
青木 由紀子	湯梨浜町商工会 女性部長
高野 剛	(株)JTB鳥取支店 支店長
藪田 千登世	鳥取県生活環境部 暮らしの安心局 局長

6 審査結果の内容

(1) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的の理解 ・指定管理者を希望する理由 ・管理運営の方針 	(必須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	①施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・目標とする入園者数の設定 ・中国庭園を活かしたイベントの内容 ・サービスの向上策、集客の促進 ②施設管理 <ul style="list-style-type: none"> ・地区別の管理運営の方針 ・施設設備の維持管理・衛生管理 ・管理運営業務の内容 	45

		<ul style="list-style-type: none"> 〔・外部委託の考え方 ・省エネルギー、資源の再利用等への取組み〕 ③料金設定 <ul style="list-style-type: none"> ・有料公園施設、利用時間、休園日 ・利用料金及び利用料金の減免 ④事故・事件の防止措置と緊急時の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・火災・盗難・災害などの事件・事故の防止 ・緊急時の体制及び対応 ・利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法 ⑤個人情報保護等への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護への対応 ・情報公開への対応 ⑥利用者等の要望の把握と対応方針 	
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ① 収入の見積もり、考え方 ② 支出計画の見通し ③ 県の委託料額の多寡 	30
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ① 法人等の財政基盤・経営基盤の安定 ② 組織及び職員の配置等 <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営の組織・職員の職種等 ・日常の職員配置 ・人材育成 ③ 現在の施設従事者の継続雇用の配慮 ④ 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ⑤ 法人等の社会的責任の遂行状況 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用 ・男女共同参画推進企業等の認定 ・ISO又はTEAS認証登録 	25

(2) 審査結果 (面接審査及び書類審査)

	配点	(一財) 鳥取県観光事業団
選定基準1	適/不適	適
選定基準2	45	29.5
選定基準3	30	16.0
選定基準4	25	15.0
合計	100	60.5 ※点数は委員4名の平均

<審査項目に対する評価及び意見について>

選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- 管理運営の基本的な考え方 . . . (適合する)

選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ① 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 . . . (やや評価できる)
- ② 施設管理 . . . (やや評価できる)
- ③ 料金設定 . . . (やや評価できる)
- ④ 事故・事件の防止措置と緊急時の対応 . . . (やや評価できる)
- ⑤ 個人情報保護等への対応 . . . (やや評価できる)
- ⑥ 利用者等の要望の把握と対応方針 . . . (やや評価できる)

<主な意見>

- ・イルミネーション、コスプレ大会などの工夫は窺える。引き続き努力されたい。
- ・施設単体ではなく、地域（中部全体など）と連携した取組が不可欠。

選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ① 収入の見積もり、考え方 . . . (やや評価できる)
- ② 支出計画の見通し . . . (やや評価できる)
- ③ 県の委託料額の多寡 . . . (普通)

<主な意見>

- ・飲食施設は厳しい条件であることは理解するが、赤字前提といった考えではダメ。
- ・飲食施設においてもイベント（フェア）などの企画・検討が必要。

選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ① 法人等の財政基盤・経営基盤の安定 . . . (やや評価できる)
- ② 組織及び職員の配置等 . . . (やや評価できる)
- ③ 現在の施設従事者の継続雇用の配慮 . . . (やや評価できる)
- ④ 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 . . . (該当なし)
- ⑤ 法人等の社会的責任の遂行状況
 - ・障害者雇用 . . . (適合)
 - ・男女共同参画推進企業 . . . (認定済)
 - ・ISO又はTEAS I種又はII種認証登録 . . . (II種認証済)

総合評価 | 燕趙園の指定管理候補者として適当と認められる。

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休園日

○開園時間

午前9時から午後5時

○休園日

1月及び2月の第4火曜日

(2) 利用料金

○利用料金は現行どおり。

有料公園施設	区 分		設定料金
燕趙園 (中国庭園部分)	個人	大人	500円
		小人	200円
	団体	大人	(10人以上) 450円 (20人以上) 400円
		小人	(10人以上) 180円 (20人以上) 160円
	学校 行事	高校生	200円
		小中学生	80円

○減免事項

- ・ 現行の減免事項は継続（身体障害者手帳の交付を受けた者等の全額減免など）。

(3) サービスの向上策

○園内案内の実施

- ・ スタッフによる園内案内や燕趙園28景、彩画等の説明
- ・ 飲茶屋台の営業(繁忙期)
- ・ チャイナドレスレンタルの実施。

(4) 利用促進のための取組み

○年間を通して各種イベントに取組み集客促進を図る。

- ・ 東郷湖湖畔ウオーキングリゾートなどと連携した集客と情報発信を図る。
- ・ 地域連携イベント（中華コスプレ日本大会、アジア大会、燕趙園花火等）
- ・ 中国芸術文化公演（中国雑技等）
- ・ 中国歳時記イベント（黄金節、春節祭等）
- ・ オリジナルイベント（夏休み特別イベント：他社との共催事業）
- ・ 燕趙園クリスマス（イルミネーション）
- ・ 体験学習イベント（太極拳、中国語講座、二胡教室等）

(5) 地域や関係機関との連携

○周辺地域、行政、他団体との連携強化

- ・ 龍鳳閣や地元獅子舞団体等の他団体との共同企画等の実施
- ・ 湯梨浜町商工会女性部との連携による「幻想の夕べ」（灯籠イベント）の開催
- ・ 温泉組合との連携「東郷湖遊覧事業」等

(6) 経費節減、省エネルギー、省資源、資源の再利用の取組

○環境負荷の低減を考慮したグリーン商品の購入を推進する。

○照明、空調、水道等の節約に努める。

○園内で発生した落ち葉、剪定枝等をチップ化し、園内で再利用する。

件名	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館)について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館</p> <p>(2) 指定管理者 鳥取市栄町606番地 一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 衣笠 克則</p> <p>*現在の指定管理者</p> <p>(3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)</p> <p>(4) 理由 氷ノ山自然ふれあい館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般財団法人鳥取県観光事業団を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選定方法: 公募</p>

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の指定管理候補者の選定について

氷ノ山自然ふれあい館について、生活環境部指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえ、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者（公募）

一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 衣笠 克則 鳥取市栄町606番地

2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

238,500,000円……(1) (債務負担行為限度額 240,750,000円)

[参考] 単年度委託料の額 ((1) ÷ 5年) 47,700,000円

4 審査結果

氷ノ山自然ふれあい館の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査し、当該応募団体は安定的な施設管理体制に加え、自然体験プログラムの充実に向けて、常に新しいことに取り組むなどの積極的な姿勢が見られ、新たな利用者、リピーターの確保に期待できるとともに、収支計画も堅実であると評価できる、また、県が進める「氷ノ山グリーンエコリゾート」に向けた取り組みや平成27年度の響の森リニューアルについても熟知しており、県との十分な連携についても期待できるとされ、指定管理候補者として適当であると認められるとの結果であった。

5 審査委員

氏 名	所 属 等
新井 直樹 (委員長)	鳥取環境大学経営学部経営学科
林原 政幸	税理士
浜橋 和子	氷ノ山自然観察会指導員
石橋 ヨシエ	デザインスタジオ石山 専務取締役
藪田 千登世 (欠席)	鳥取県生活環境部くらしの安心局 局長

6 審査結果の内容

(1) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○ 管理の基本的な考え方の適合性 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の設定目的の理解 ・ 指定管理者を希望する理由 ・ 管理運営の方針 </div>	(必 須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格

2	<p>施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)</p>	<p>① 施設の設置目的に沿ったサービス・事業内容 <ul style="list-style-type: none"> 〔・自然を紹介し、魅力を体験できる場の提供内容〕 〔・その他の事業の実施内容〕 〔・サービスの向上策と利用促進に向けた取組み〕 </p> <p>② 施設管理 <ul style="list-style-type: none"> 〔・施設設備の維持管理・衛生管理〕 〔・外部委託の考え方〕 〔・省エネルギー、省資源への取組み〕 </p> <p>③ 利用時間 <ul style="list-style-type: none"> 〔・利用時間・休館日の設定内容〕 </p> <p>④ 事故・事件の防止措置と緊急時の対応 <ul style="list-style-type: none"> 〔・火災・盗難・災害などの事故・事件の防止〕 〔・緊急時の体制・対応〕 〔・利用者の苦情等トラブル未然防止と対処方法〕 </p> <p>⑤ 個人情報保護等への対応 <ul style="list-style-type: none"> 〔・個人情報保護への対応〕 〔・情報公開への対応〕 </p> <p>⑥ 利用者等の要望の把握と対応方針</p>	50
3	<p>管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)</p>	<p>① 収支の見積もり、考え方 ② 支出計画の見通し ③ 県の委託料額の多寡</p>	20
4	<p>管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)</p>	<p>① 法人等の財政基盤、経営基盤の安定 ② 組織及び職員の配置等 <ul style="list-style-type: none"> 〔・管理運営の組織・職員の職種等〕 〔・日常の職員配置〕 〔・人材育成〕 </p> <p>③ 現在の施設従事者の継続雇用の配慮 ④ 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ⑤ 法人等の社会的責任の遂行状況 <ul style="list-style-type: none"> 〔・障害者雇用〕 〔・男女共同参画推進企業等の認定〕 〔・ISO又はTEAS認証登録〕 </p>	30

(2) 審査結果 (面接審査及び書類審査)

	配点	(財) 鳥取県観光事業団
選定基準1	適/不適	適
選定基準2	50	38.25
選定基準3	20	10.50
選定基準4	30	21.75
合計	100	70.50

※点数は委員4名の平均

<審査項目に対する評価及び意見について>

選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- 管理運営の基本的な考え方 . . . (適合する)

選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ①施設の設置目的に沿ったサービス・事業内容 . . . (評価できる)
- ②施設管理 . . . (評価できる)
- ③利用時間 . . . (やや評価できる)
- ④事故・事件の防止措置と緊急時の対応 . . . (やや評価できる)
- ⑤個人情報保護等への対応 . . . (評価できる)
- ⑥利用者等の要望の把握及び対応方針 . . . (評価できる)

<主な意見>

- ・教育施設としては非常に評価できる。今後は若桜町とも十分連携し、イベント、事業を充実させるなど観光振興にも力を注いでほしい。
- ・マンネリ化せず常に新しい取り組みがあって活性化している。氷ノ山の認知度を高めるように若桜町をはじめ、県等の行政への働きかけや地域との連携が大事であると考えている。
- ・来年の施設リニューアルもあり、努力されている様子がうかがえる。
- ・行っていること、考え方、研修、職員の育成など前向きで良いと思われるがその身に付けた力を十分発揮出来ていないように感じる。上手く集客ができれば素晴らしいと思う。

選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ①収入の見積もり、考え方 . . . (やや評価できる)
- ②支出計画の見直し . . . (やや評価できる)
- ③県の委託料額の多寡 . . . (普通)

<主な意見>

- ・新しい企画を実施しようと思えば、5人のスタッフだけでは難しい。クルー以外に職員の増加が望まれる。観光事業団に望むところだが、予算面で配慮や工夫がほしい。

選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ①法人等の財政基盤、経営基盤の安定 . . . (やや評価できる)
- ②組織及び職員の配置等 . . . (評価できる)
- ③現在の施設従事者への継続雇用の配慮 . . . (やや評価できる)
- ④関係法令に係る監督行政機関からの指導等 . . . (該当なし)
- ⑤法人等の社会的責任の遂行状況
 - ・障害者雇用 . . . (適合)
 - ・男女共同参画推進企業 . . . (認定済)
 - ・ISO又はTEAS認証登録 . . . (TEAS II種認定証)

総合評価

氷ノ山自然ふれあい館の指定管理候補者として適当と認められる。

※評価の目安 5：高く評価できる 4：評価できる 3：やや評価できる 2：普通 1：評価できない

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

○開館時間 午前9時から午後5時まで

○休館日

4月～9月：毎週月曜日（夏休み中は月曜日も開館）

10月～11月：毎週月～火曜日

12月～3月：毎週月～水曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

(2) サービスの向上策

○新たな管理手法の導入

- ・毎年テーマを設けて、テーマに沿った事業運営の実施。
- ・常に多数の要望・要件・要求を適格に整理し、効率的な管理運営に努める。
- ・氷ノ山地域に留まらず、若桜全体の自然資源を最大限に活用し、地域を再発見できるプログラムを実施するとともに、ツーリズムに結びつける。

○自然体験プログラムの充実

- ・実施回数 【定例イベント200回以上/年+リクエストイベント】
- ・利用者が「自然が好きになる」「自然がわかる」「自然で親しむ」「自然の中で安らげる、健康になる」「自然を守る」など、利用者の立場に立った事業運営の実施。
- ・プログラムの企画、実施にあたっては、満足度や完成度の高い事業に積極的に取り組み、新たな客層やリピーターの確保に努める。
- ・外部の優れた幅広い人材の活用やボランティア等との連携を強め、質の向上と利用者ニーズに対応した魅力あるプログラムの実施。
- ・親子や初心者向け、女性、シニア世代、幼児など対象を絞り、ニーズにあったプログラムを実施。
- ・個人で気軽に参加できるイベントの実施。
- ・県立博物館などとの連携イベントの開催や県内外の自然系団体、施設等と連携し、情報交換や情報発信の場を提供するなど関係団体との協働事業を実施。また、地域との係わりを大切に地域団体との連携事業を実施する。

○リクエストによる各種体験の受入

- ・学校の自然環境教育を支援するプログラムを提案するとともに、目的や要望に応じて柔軟に対応。
- ・子ども会や児童クラブ、婦人会、企業など各種団体の要望に応じた「野外活動」及び「創作体験・自然講座等」の実施。

○国定公園氷ノ山のビジターセンターとしての機能の充実

- ・国定公園である氷ノ山の豊かな自然を紹介する拠点施設として、日々変わる周辺の状況をホームページや機関誌等でリアルタイムな情報提供を実施。
- ・館内での周辺ガイドマップ等の設置・配布。
- ・登山に関する問合せ対応や登山情報の表示。

○施設・設備の活用

- ・新たに設けられる「ラボスペース」は、職員やクルーの標本作製の場としてはもちろん、入館者が実際の作業を見ることで資料作成の過程を学ぶ場を提供する。
- ・平成27年度のリニューアルオープンにあたっては、多目的スペースを中心に館内を活用した「特別企画」を県内事業者と共済で開催し、集客を図るとともに次年度以降の集客対策イベントに結びつける。

○氷ノ山の豊かな自然とその魅力を体感できる癒しの空間づくり

- ・人・自然・もの・プログラムを通して心と体を癒やし、リラックス、リフレッシュできる時間の提供。
- ・滞在時間の延長につながるよう、手作り展示で館全体をぬくもりのある空間にする。

(3) 利用促進のための取組み

- 自然体験プログラムの見直しを随時行い、新たな利用者、リピーターの確保に努める。
- 顧客への情報提供として、ホームページを最大限に活用するほか、機関誌・チラシ等を直接郵送。
- イベント情報だけでなく、旬の自然情報を提供するなど、効果的、効率的にパブリシティーを活用し、氷ノ山及び自然ふれあい館の認知度の向上に努める。
- 利用の継続や新たな利用の促進を図るため、県内外の学校や各種団体に対しての営業活動の実施。

(4) 氷ノ山グリーンエコリゾートの取組

- 当財団のインタープリターが、氷ノ山の自然とふれあい、自然を大切にすることを育む場となるよう、登山をはじめとする野外活動・創作体験等を通して、楽しいだけでなく、そこに学びや気づきのあるプログラムを提供。
- 単なる登山ではなく、自然環境を意識した「環境登山」を推進するほか、氷ノ山の自然資源を最大限に活用した事業展開の実施。
- 若桜町の観光資源、自然資源を最大限に活用し、ツーリズムに繋がる事業に積極的に取り組む。
- 地元の宿泊施設と連携し、県内外の学校が行う自然環境教育を援助、推進するとともに、企業の社員研修の場としての利用を促進。
- 教育旅行の誘致や少人数での受け入れなど氷ノ山地域のエコツーリズムの受入施設としての機能を強化。また、宿泊体験型の事業を行い、氷ノ山の魅力をより理解していただくとともに、滞在時間を延ばすことによる地域活性化への結びつけ。
- 「わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会」や若桜町立「高原の宿氷太くん」等、地域や関係機関と連携して、氷ノ山地域の活性化に努める。

(5) 登録ボランティア「響の森クルー」活動の推進

- 登録ボランティア制度である「響の森クルー」制度の周知や登録促進。
- 活動の年間計画やメーリングリストの活動によるクルーの主体的な活動の推進。